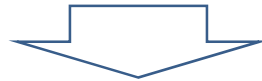


## 文化・スポーツ行政の推進体制について

### 1 時代の要請に対応した組織体制の見直しについて

- (1) 今年度から「第二次上田市総合計画」がスタートし、市の将来都市像「健幸都市うえだ」の実現に向け、これまでの成果を引き継ぎながら、一層の魅力ある上田市の実現に向け、各種施策の着実な実行が必要となる。
- (2) 併せて、「上田市版人口ビジョン」の実現に向け、「上田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口減少に歯止めをかけるとともに、超高齢化社会を踏まえた地域の活性化に向け、あらゆる世代が上田市に「住みたい・住み続けたい」と感じる施策の更なる推進が求められる。



#### 「健幸都市うえだ」の実現に向け、組織的な対応が必要な課題

交流人口・移住人口の増加対策の推進

出合いの創出・結婚支援への取組強化

「ものづくり・雇用創出・上田のブランドづくり」への対応

「文化創造都市の実現」に向けた文化を活かしたまちづくりの推進

国際スポーツ大会開催を契機とした、その波及効果を活かしたまちづくりの推進

新庁舎の建設に向けた取組

市有財産の有効活用等による財源確保策の推進 など

### 2 来年度に向けた文化・スポーツ行政の推進体制

#### 文化行政

- (1) 本年、策定した「第二次上田市文化芸術振興に関する基本構想」に基づき、市長部局と教育委員会で役割分担と連携を図りながら推進していくこととする。  
文化遺産の継承と活用  
育成を基本理念とした文化芸術活動への支援と文化創造
- (2) まちの魅力を高めるため、まちづくりに文化芸術を取り入れた施策を市全体で推進し、  
については市長部局と教育委員会が役割分担をしながら、また、  
については市長部局で取り組んでいくこととする。

#### スポーツ行政

- (1) 「スポーツ振興計画」に基づき、スポーツ施策は教育委員会が取り組んでいくこととする。  
生涯スポーツの振興  
競技力の向上  
スポーツにかかわる人材育成とスポーツをささえる地域づくり  
スポーツ施設の整備（施設整備基本構想策定中）
- (2) 国際スポーツ大会を契機とし、障がい者スポーツも含めた選手とのふれあいや交流を通じた新たなまちづくりのきっかけとなる取組、更には上田市の知名度アップにつながる取組を市長部局で担当することとする。

### 3 文化行政の移管方法と移行時期

#### (1) 移管方法

文化行政の事務の移管に当たっては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 23 条第 2 項」に基づき条例を制定し、市長部局に移管する。

なお、生涯学習行政については、今回の事務移管に当たり、その役割や所掌範囲に変更はせず、引き続き、教育委員会が所管する。

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

##### (職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)
- 二 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

#### (2) 移管時期

平成 29 年 4 月